

## 青森県パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会を目指し、現行法制度の中で様々な性的指向や性自認の人たちの生活上の障壁をなくすことを目的に行う、青森県におけるパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約束した関係であって、その一方又は双方が「性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。）が異性愛のみではない者又は性自認（自己の性別についての認識のことをいう。）が出生時の性と異なる者」であるものをいう。
- (2) パートナー パートナーシップにある相手方をいう。
- (3) 宣誓 パートナーと共同して、双方がパートナーシップにあることを本要綱に基づいて知事に対して誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年に達していること。
- (2) いずれか一方が、県内に住所を有しているか、又は、県内への転入（新たに県内に住所を定めることをいう。以下同じ。）を予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4) 宣誓に係るパートナーと直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を記入し、次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出するものとする。

(1) 住民票の写し

(2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類

2 前項の提出は、知事が指定する場所において又は郵送により行うものとする。

3 知事は、宣誓しようとする者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) その他、官公署が発行した資格証明書であって、宣誓をしようとする者の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に準ずるものとして、知事が認める書類

4 前項の確認は、知事が指定する方法でインターネットにより行うことができる。

(通称の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。）その他知事が特に理由があると認める場合には、宣誓書において、氏名と併せて通称を使用することができる。

(県内への転入)

第6条 宣誓をしようとする者のうち、双方が県外に在住しており、今後、一方又は双方が県内への転入を予定している者（以下「転入予定者」という。）は、第4条の規定により宣誓した日から3月以内に、県内への転入を証する住民票の写しを知事に提出するものとする。

(パートナーシップ宣誓書受領証の交付)

第7条 知事は、第4条の規定により宣誓した者双方に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）を、宣誓書の写しを添付のうえ交付するものとする。ただし、転入予定者に対しては、転入予定者受付票（様式第3号。以下「受付票」という。）を交付し、前条の提出があったときに、受付票と引き換えに、宣誓書の写しを添付のうえ、受領証を交付するものとする。

(受領証への子の記載)

第8条 宣誓をしようとする者又は前条の規定により受領証の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、その一方又は双方と生計を一にする未成年の子（実子又は養子をいう。以下「子」という。）がいる場合において、パートナーシップ宣誓書受領証に係る子に関する届出書（様式第4号。以下「子に関する届出書」という。）に、受領証（宣誓時に届出する場合を除く。）及び次に掲げる書類を添えて知事に提出することにより、子の氏名を受領証に記載することができる。

(1) 子との関係性を確認できる書類

(2) 子の氏名の記載に関する同意書（様式第5号）（届出日において15歳以上の子に関する届出に限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 宣誓者は、受領証に記載した子の氏名の削除を希望するときは、子に関する届出書を知事に提出するものとする。

3 前2項の届出については、第4条第3項及び第4項の規定を準用する。

4 知事は、第1項及び第2項の規定により子に関する届出書の提出があったときは、その内容を確認し、当該宣誓者に対し、届出の内容に基づく受領証を交付するものとする。

(受領証の再交付)

第9条 知事は、宣誓者が、紛失、毀損その他の事情により当該受領証の再交付を希望するときは、受領証を再交付するものとする。

2 再交付を受けようとする者は、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、宣誓者が紛失及び毀損以外の事情により再交付を希望するときは、再交付が必要なことを確認できる書類の提出又は提示を求めるものとする。

4 第2項の申請については、第4条第3項及び第4項の規定を準用する。

5 第2項の申請時に書類の保存期間を経過している場合その他知事が特に必要と認める場合は、宣誓者は第4条第1項各号に規定する書類を知事に提出するものとする。  
（受領証に記載された子の氏名の削除）

第10条 受領証に氏名を記載された子は、満15歳に達した日以後、パートナーシップ宣誓書受領証に関する申立書（様式第7号。以下「申立書」という。）に年齢を証する書類を添えて受領証から氏名を削除するよう知事に申し立てることができる。

2 知事は、前項の規定により申立書が提出されたときは、宣誓者に対し、当該申立てを行った子の氏名を削除した受領証を交付するものとする。

3 第1項の申立てについては、第4条第3項及び第4項の規定を準用する。  
（無効となる宣誓）

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合、宣誓は無効とする。

（1）宣誓書の内容に虚偽があったとき

（2）受領証を不正に利用したとき

（受領証の返還）

第12条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第8号）に受領証を添付して、知事に届け出なければならない。

（1）パートナーシップを解消したとき

（2）双方が県内に住所を有しなくなったとき（一時的な場合又はパートナーシップ宣誓制度等を実施している他の自治体（以下「制度実施自治体」という。）へ住所を異動した後も当該自治体の制度の継続を申告した場合を除く。）

（3）宣誓者の一方が死亡したとき

（4）第3条のいずれかの規定に該当しなくなったとき

2 知事は、宣誓書の内容に虚偽があった、又は受領証を不正に利用したと認めるときは、当該受領証の返還を求めるものとする。

3 第1項の届出については、第4条第3項及び第4項の規定を準用する。  
（事前調整）

第13条 宣誓しようとする者は、あらかじめ宣誓する日時等について知事と調整するものとする。

（他自治体との連携の取扱い）

第14条 制度実施自治体においてパートナーシップ宣誓制度等の受領証又はこれに類するもの（以下「宣誓書受領証等」という。）の交付を受けた者が、県内で市町村の区域を越える住所の異動又は青森県に転入した後も引き続きパートナーシップ宣誓制度の

継続を希望するときは、青森県の受領証の交付を受けることができる。ただし、交付を受けることができるのは、第2条及び第3条に規定する者に限る。

2 前項の規定による交付を受けようとする者は、パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第9号）を記入し、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（1）宣誓書受領証等

（2）住民票の写し

3 前項の申告については、第4条第3項及び第4項の規定を準用する。ただし、転出地である自治体において、宣誓書受領証等を交付するときに対面又はインターネットにより本人であることを確認している場合は、書類の提示に代えて、書類の写しを郵送により提出することができるものとする。

4 第2項の規定により書類の提出があった場合、遅滞なく転出地である自治体に通知する。

（個人情報の適正な取扱い）

第15条 知事は、この要綱に基づく事務を行う際に収集した個人情報を、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ宣誓の取扱いに関し必要な事項は、こども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。